

本ガイドラインは農林水産局所管事業については次により読み替える。

【共通編】

1. 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】について

1.3. 本ガイドラインに係る基準類の関係

農林水産局所管事業【農業農村整備関係事業】（農地海岸を除く）については、以下「CAD 製図基準（案）」を「電子化図面データの作成要領（案）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（案）」を「電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）」と読み替える。

1.4. 問い合わせ

(1) 電子納品担当主管課

農林水産局所管事業

農林水産局農林整備管理課技術管理グループ

TEL 082-513-3635

E-mail nouseibi@pref.hiroshima.lg.jp

【基本編】

2. 全体の流れ

図 2-2 土木工事における電子納品・電子検査の流れ

（情報共有システムを利用する場合）

について、次頁による。

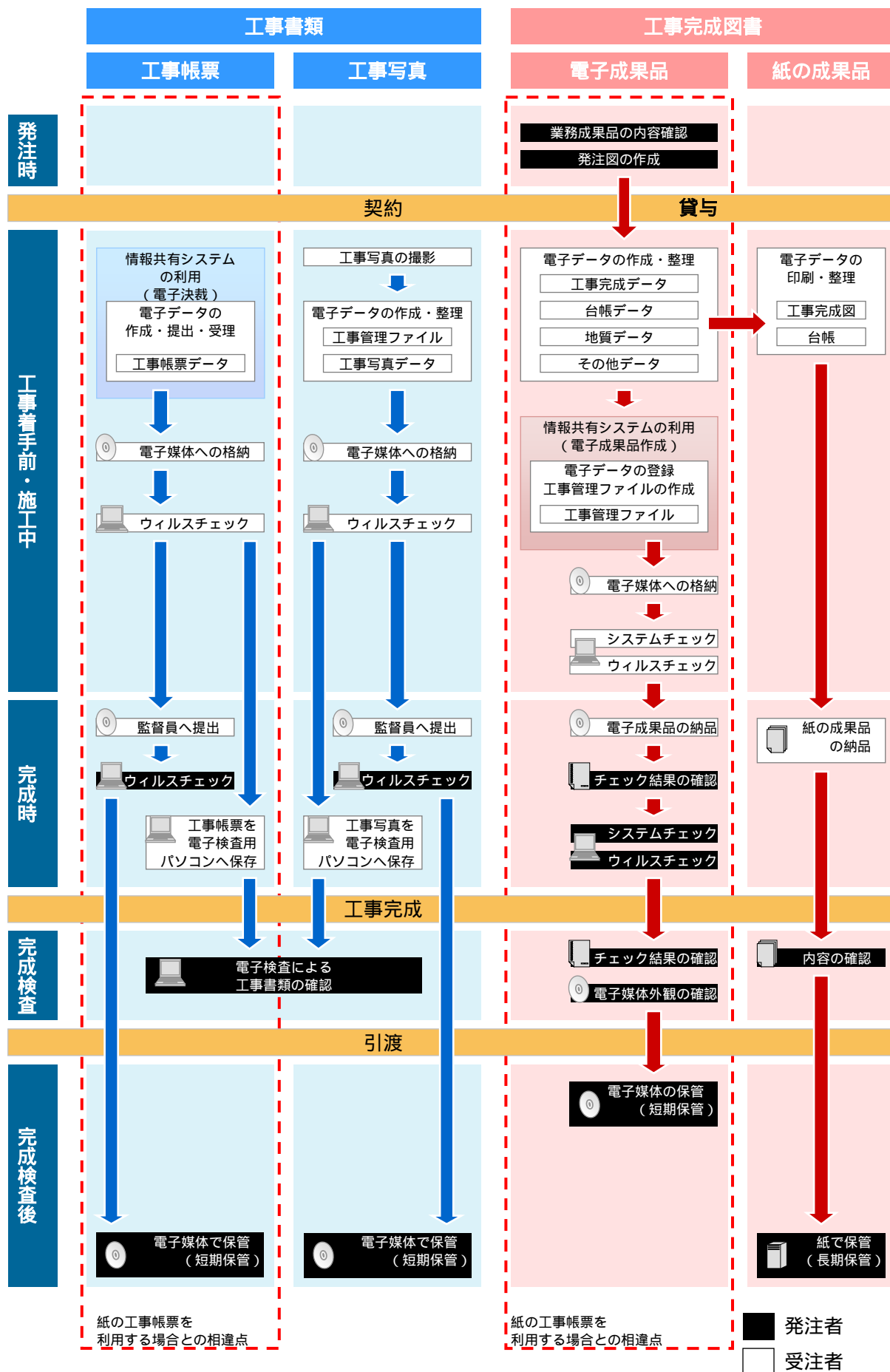


図 2-2 土木工事における電子納品・電子検査の流れ
(情報共有システムを利用する場合)